

7月1日よりミルク・紙オムツ支給事業が変わります！！



7月1日より、子育てに係る経済的な負担のさらなる軽減を目的とし、対象要件と助成金額が拡充されるためお知らせします。

(対象者)

助成の対象者は、本村に住所を有し、3歳未満の子を監護養育する保護者



(助成金の額)

【改正前】

助成支給要件	対象者要件	助成金の額
1 ミルク	生後1歳に到達する月まで	月額2,000円を上限額とし実費負担額
2 紙オムツ	生後2歳に到達する月まで	月額5,000円を上限額とし実費負担額



下記のように変わります

【改正後】

助成支給要件	対象者要件	助成金の額
1 ミルク	生後1歳6か月 に到達する月まで	月額4,000円 を上限額とし実費負担額
2 紙オムツ	生後3歳 に到達する月まで	月額7,000円 を上限額とし実費負担額

(受給資格登録申請)

この助成金の交付を受けようとする者は、ミルク・紙オムツ支給事業資格登録申請書（様式第1号）を村長に提出し申請します。内容を審査し、その可否を決定したときは、申請者に対しミルク・紙オムツ支給事業資格登録可否決定通知書（様式第2号）により通知します。

- 申請必要書類 ミルク・紙オムツ支給事業資格登録申請書（様式第1号）
保護者と対象児の保険証の写し
振込口座の写し

(助成金の請求及び支給)

助成金を受けようとする者は、ミルク・紙オムツ支給事業助成金請求書（様式第3号）に領収書を添えて、購入日から6ヶ月以内に村長に請求し、その支給を受けます。

- 注意1 領収書と申請者の氏名は同一にしてください
- 注意2 領収書のみではなく内容がわかる明細も一緒に提出してください

連絡先
十島村役場住民課 子ども係：肥後あかね
電話 099-222-2101